

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



本連載の第2回は、商標権侵害および救済に関する改正の中から改正商標法58、59条に規定されている「他人の登録商標や未登録商標を商号として使用する場合の取り扱いと商標権者以外の正当な使用」に絞り、判例も交えて詳しく解説する。



## 1. はじめに

第三次改正中国商標法では、商標権の権利行使および救済に関連する規定が多岐にわたり改正されている。

特に、権利侵害の厳罰化に関する規定と商標権者の権利を尊重しつつ、それ以外の者の公正な使用を担保する内容の改正が目立つ。

今回紹介する58条は「商標と衝突する商号の使用」、59条は「商標権者以外の公正な使用」に関する規定である。59条は1～3項まであり、「使用」についてそれぞれ異なる内容を規定している。

なお、商標法の下位の法令である商標法実施条例案が2014年1月10日に公表された。2月10日までが意見募集期間であり、本稿執筆時点では成立に至っていないが、法曹界からの意見聴取等の作業は実質的に完了していることから、大幅な修正がなされないまま成立する可能性が高い。

本条例は中国の商標実務を理解するうえでも非常に重要なので、可能な限り連載の中で紹介していきたい。

## 2. 改正商標法58条

「他人の登録商標、未登録の馳名商標を商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成する場合、中華人民共和国反不正競争防止法に基づき処理する」

同条は、他人の登録商標や未登録商標を商号に使用した場合の処理について規定している。商号は商標とは別の法域に属し、商号の登録に際してクロスサーチは行われないため併存することがある（商標と同一の文字を含む商号について、異なる者が申請したとしても登録される）。

中国では、他人の著名な商標を商号として登録するケース（他人の著名な商号の一部を商標として登録するケースもある）が問題となっており、他人の商標と衝突する商号の使用等について、たびたび訴訟にもなっている。

同条では、反不正競争防止法（日本の不競法に相当）に基づいて処理すると規定しているが、商号の取り消しや使用停止について実際にどのような処理がなされるかは不明である。

なお、同条は新設の規定であるが、これまで、他者による商号が馳名商標や登録商標と衝突する場合の規定を一切設けてこなかったわけではない。

例えば、改正前の商標実施条例53条では、「商標権者は、自己の馳名商標が他人の商号として登録され、公衆をだまし、または公衆に誤認をもたらすおそれがあると考えられる場合、商号の登記主管機関に対し、当該商号の登録の取り消しを請求できる」旨を設けている。

また、2008年2月18日に公布された司法解釈「最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規定」4条（以下、司法解釈4条）では、以下の規定を設けている。

「商標権を侵害、あるいは不当競争を構成するとして訴えられた商号について、人民法院は原告の訴訟請求と案件の具体的状況を根拠とすることができ、被告に対して使用停止、使用の規範化等の民事責任を引き受けることを確定する」

### 3. 「王将」事件

商号と商標の衝突については多数の事件が存在するが、「王将」事件〈最高裁（2010）民提字第15号〉がよく知られている。本判決では、商号と商標が共通する場合、一律に商号の使用停止または変更を認める判断を下してはならないとし、使用者に対しては規範的な使用を命じた。具体的に「規範的な使用」の定義が示されたわけではないが、「正常な秩序が維持されるような使用」であると考えられている。

本事件では、商号も商標もそれぞれ法的保護を受けるべきものであるとし（商標登録をもってただちに商号が取り消されるものではない）、先に登録したものを保護する原則を確認したうえで、他人の著名な先登録商標を商号として登録・使用した結果、市場で誤認・混同が生じるおそれがある場合には、反不正競争防止法の不正競争行為に関連する規定に照らして処理できるとした。

#### （1）事件の経緯

2003年にL氏（個人）が「ホテル、レストラン等のサービスの提供」に関し、「王将」を商標登録、ハルビン市で経営する飲食店で商標「王将」を使用した。

日本王将株式会社の投資で設立した大連餃子王将餐飲有限公司は、2005年1月に営業を開始、同年11月に関

連部門の許可を得て王将餃子（大連）餐飲有限公司に商号を変更した。

同社は、飲食店の看板、店内で使用する箸袋、容器、メニュー、レシート等に「王将」の文字を使用した。

L氏は「王将餃子（大連）餐飲の一連の行為は自身が有する商標権の侵害に当たる」として、同社に権利侵害行為の停止、商号の変更および公開での謝罪を求める訴訟を遼寧省大連市中級人民法院に提起した。

#### （2）第一審の判断

遼寧省大連市中級人民法院（一審）では、王将餃子（大連）餐飲が「王将」の文字を含む商号を登録する行為はL氏が商標登録した後であり、その経営範囲も指定役務の範囲内にある。

そのため、飲食サービスの提供に関する出所の混同および異なる経営者間に関連性があるとの誤認を生じさせる商標権侵害行為に該当し、権利者に損害をもたらしたと判示した。

一審では、王将餃子（大連）餐飲に、指定役務の範疇における「王将」の商標および商号の使用停止を命じ、損害賠償を求める原告の主張を認める判決を下した。

王将餃子（大連）餐飲は一審の判決を不服として上訴したが、遼寧省高級人民法院（二審）は一審判決を維持すると判決、同社はそれを不服として最高人民法院へ再審を申請した。

#### （3）最高人民法院の判断

2010年6月24日、最高人民法院は、王将餃子（大連）餐飲に対し、商号については規範に合致する使用を求め、商標については目立つ使用によってL氏の商標権を侵害してはならないとし、さらに経済的な損失を賠償するよう判決を下した。

一方、L氏の商標「王将」は先に登録したものであるが、実際に使用されているのは黒竜江省ハルビン市内のみである。しかも、王将餃子（大連）餐飲の商号登録時において、著名であるといえるほどの状況にはなかった。

判決では、同社は、日本王将の投資で設立した企業であり、「王将」を商号として登録することには一定の合理性があると認め、商号について規範的な使用をするのであれば、関連公衆に誤認・混同を生じさせることにはならないと述べ、原審における王将餃子（大連）餐飲に対する「王将」の文字を含む商号の使用停止を認める判決は法的根拠を欠くとした。

最高人民法院は判決の中で、商号との衝突に関し、以下の事項を示した。

● 登録商標も商号も、ともに正当な法的手続きに沿って獲得される標識に関する権利であり、相応な法的保護を受けるべきである。人民法院は状況を個別的に分析し、誠実信用の原則を順守し、公平な競

争の保護を図るとともに先の権利を保護する原則を基に処理すべきである。

- 商号が正当でない意図をもって登録された場合、例えば他人の著名な先登録商標を商号として登録・使用した結果、市場で混同が生じるおそれがある場合、反不正競争防止法の不正競争行為に関連する規定に照らして処理できる。
- 商号の使用が規範に合致せず、同一または類似商品・役務に他人の登録商標と同一または類似する商号を目立つ形で使用し、関連公衆に誤認を生じさせる場合、他人の商標権に損害をもたらす行為に該当し、商標権侵害行為として法に基づいて処理すべきである。
- 人民法院は司法解釈4条の規定に沿って、原告の訴訟請求と事件の具体的な状況に基づき、被告の負う民事責任を確定すべきである。
- 不正に他人の比較的著名な先登録商標を商号として登録する場合、商号の使用および登録自体が違反となるため、目立つ使用をするかどうかにかかわらず市場での混同が避けられない場合、当事者の請求に応じて使用停止または当該企業の商号変更を認める判決を下すことができる。
- 商号の登録自体は合法であって、商標に対応する文字部分のみ目立

つように使用していることが原因で商標権を侵害した場合、被告に対して規範に従った商号の使用を求め、また、目立つ使用を停止するよう判決を下せば十分に権利侵害行為を制止できる状況の場合、商号の使用停止や変更を認める判決を下すべきではない。

- 商号の中の商標と共通する部分を目立つように使用したとしても、一律に使用停止または変更を認める判決をしてはならない。

#### 4. 改正商標法59条

「登録商標に含まれる当該商品の一般名称、図形、型番、または商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量および他の特徴を直接に表すもの、または地名は、商標権者は他人による正当な使用を禁止できない。

三次元標識の登録商標に含まれる商品自体の性質による形状、技術効果の取得に必要な商品の形状、または商品に実質的な価値を具備させるための形状は、商標権者は他人による正当な使用を禁止する権利を有しない。

商標権者の商標出願前に、他人が同一の商品または類似の商品について、登録商標と同一または類似の商標を使用し、一定程度の影響を有するようになった場合、商標権者は、商標を使用する他人がもとの使用範囲内において継続して商標を使用することを禁止す

る権利を有しない。ただし、区別のための適切な標識の付加を要求することができる」

同条1項は、改正前の商標法実施条例49条だった内容が、商標法へと格上げされた規定である。訴訟において、商標権の効力が及ぶ範囲との関係で同項が問題となるケースは多いため、重要性等に鑑みて、商標法に規定されることとなった。

同条2項は新設の規定である。立体商標との関係で、技術的效果を得るために必要な商品の形状等を使用する場合、商標権の効力は及ばないとしている。日本商標法にも同種の規定（26条1項5号）があることから、比較的分かりやすいのではないだろうか。

同条3項の「一定程度の影響」「もとの使用範囲」が何を指すか、現時点では不明確であるが、中国の法曹界において前者は通常、中国国内で先の商標の使用によって生じた影響を指し、後者は先の商標に使用された商品・地域的範囲内と考えられている。

中国の知財関係者の間では、先使用を認めるべきか否か、そもそも意見が分かれており、判例も統一されていない状況が長く続いたが、近年は、「商標権者が存在するとしても、先に使用していた者の権利を一定要件下で認めるべきだ」との主張が多勢を占めるようになってきた。今回の改正は、こうした情勢が反映されているようである。

## 5. 「MAGIC EYE」事件

### (1) 事件の経緯

改正前商標条例実施条例49条の適用を認めた本件（(2012) 閩民終字第561号）で、原審被告のY社は2001年と2009年に「電池電圧インジケータ」「電池充電器インジケータ」等を指定商品とする文字商標「MAGIC EYE」「マジックアイ」を出願し、登録を受けていた。

2006年、I社は同社の製品である蓄電池状態インジケータについて、インターネットや展示会で「蓄電池状態インジケータ（マジックアイ）Sシリーズ Magic eye」「Battery Indicator/Magic eye」などと表示。これらの行為に対してY社が侵害訴訟を提起した。

### (2) 裁判所（一審、二審）の判断

「マジックアイ」は、既に電池の状態を示す一般名称として業界で定着しており、I社は「蓄電池状態インジケータ（マジックアイ）Sシリーズ Magic eye」といった表示をする際、「蓄電池状態インジケータ」や同社の商標「一鳴」（中国商標登録第1702159号）も併せて表示するなどしていることから、「Magic eye」や「マジックアイ」は、単なる商品の名称や用途の表記であり、製品の出所を示すものではないとした。

結論として、商標権侵害若しくは不正競争の意図はなく、製品の出所を混

同させるものでもないことから、合理的かつ正当な使用に該当するといえ、Y社にその使用を禁止する権利はないと判示した。

## 6. 「鴨王」事件

### (1) 事件の経緯

本事件（最高裁（2012）知行字第9号裁定書）は、先使用が絡む事件の一つである。

北京鴨王ダック有限公司は、飲食物の提供を指定役務として、2000年に商標「鴨王」の商標出願を行ったが、役務を直接的に表現したものであるという理由から、出願は拒絶された。

一方で、上海淮海鴨王ダック有限公司は、2002年に「鴨王」を商標出願したところ、当該商標を長年使用していたことの顕著性が認められ、登録となった。

これに対し、北京鴨王ダックは、当該登録商標に対して異議の申立てを行った。

### (2) 最高人民法院の判断

最高人民法院は、北京鴨王ダックの再審理由を否定する判決を下したうえで（異議の申立てを認めず、「鴨王」の商標登録を認めた）、北京鴨王ダックの「鴨王」標識を先に使用することによって生じた権益は保護されるべきであり、北京鴨王ダックは北京地域において先に使用されていた「鴨王」標識を引き続き使用することができるとした。

## 7. おわりに

今回は改正商標法58、59条の規定について関連する重要判例を交えながら紹介した。商標法の全面改正であることから改正事項も多く、本稿の連載もしばらく続くだろう。網羅的に本改正を理解したいという読者のため、今後一つずつ丁寧に説明していきたい。

次回（5月号）は、今回取り上げた以外の商標権侵害および救済に関する規定について紹介する予定である。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成25年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。農林水産省地理的表示保護制度研究会委員。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登登 (Kan Touei)** チャイナ（華夏）正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室  
TEL(86)10-5830-1655 (代表) http://www.czipa.com